

令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務 企画提案審査方法及び選定基準

1 審査の概要

審査は、「令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務委託候補者審査要領」に定める審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）により、プレゼンテーション審査を行い、企画提案を選定する。

2 審査対象

プレゼンテーション審査

企画書及び添付書類（映像作品DVD等含む）について、プレゼンテーション内容を参考に審査する。

3 選定基準『「令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務」に係る公募型プロポーザル実施要領』第4（6）による。

4 審査方法及び選定基準

(1) 採点方法

各審査委員は、「2 審査対象」に対して、「3 選定基準」により、次の6つの項目について評価を行い採点する。

ア 項目1【業務計画及びスケジュール】

企画全体の基本的な考え方、効果、計画性を評価する。

イ 項目2【キャンペーンの内容】

特集番組や自社が有する広報媒体を活用した効果的なキャンペーンを展開する内容について評価する。

ウ 項目3【CMの内容】

提案のあった映像内容のインパクト、訴求力を評価する。

エ 項目4【放送時間・頻度】

ターゲットに向けた企画の放映時間帯、頻度（放送回数）を評価する。

オ 項目5【業務履行の確実性】

提案された企画の体制と実現性を評価する。

カ 項目6【費用の妥当性】

見積り内容の妥当性、費用対効果を評価する。

(2) 評価基準と配点

評価は、別添の「令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務に係る企画提案審査表」を用いて5段階で行い、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」とする。

配点は次のとおりとする。(1提案者(1審査委員)当たり:100点満点)

項目	不可	可	普通	良	優
1 業務計画及びスケジュール	2	4	6	8	10
2 キャンペーンの内容	5	10	15	20	25
3 CMの内容	5	10	15	20	25
4 放送時間・頻度	5	10	15	20	25
5 業務履行の確実性	1	2	3	4	5
6 費用の妥当性	2	4	6	8	10

(別添)

令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務に係る企画提案審査表

審査項目		審査内容（要求内容）	配点
1	業務計画及びスケジュール	○業務を遂行する上で基本的な考え方は適切か。	10
		○業務内容は具体的で効果的な提案となっているか。	
		○業務スケジュールに無理はないか。	
2	キャンペーンの内容	○特集番組や自社が有する広報媒体を活用した効果的なキャンペーンを展開する内容となっているか。	25
3	CMの内容	○提案のあった映像内容は、目的にあった適正な内容となっているか。	25
		○誰もが興味を持つ映像構成であり、かつ、具体的な事例を示すなど特殊詐欺の手口を分かりやすく説明する内容となっているか。	
		○被害対象者やその周囲の者が特殊詐欺に対する危機感と当事者意識を醸成するインパクトのある内容となっているか。	
		○撮影手法や音響効果等は、創意工夫した有用なアイデアを盛り込むなど、特殊詐欺の危険性を伝えるものとなっているか。	
4	放送時間・頻度	○高齢者が視聴する時間帯及び高齢者を取り巻く全ての世代が視聴しやすい時間帯に放映されるか。	25
5	業務履行の確実性	○過去の履行実績・技術力から、提案された手法の実現性は高いか。	5
		○提案された内容は、体制等無理のないものとなっているか。	
6	費用の妥当性	○見積書は上限額の範囲内か。	10
		○見積りの内訳や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づき、費用対効果が期待できる内容となっているか。	
合計得点			100